古物商許可　必要書類チェックリスト

警察庁と都道府県警察の公式の案内をもとにした一覧です（2026年11月確認）。扱いは都道府県や警察署によって違う所があります。最後は管轄の警察署の案内に従ってください。

個人で申請する時

☐	**許可申請書（別記様式第1号）**	警察庁・県警の様式
☐	**略歴書（最近5年）　本人・管理者**	県警の様式
☐	**誓約書　本人（個人用）・管理者（管理者用）**	県警の様式。兼ねる時は2枚
☐	**住民票の写し（本籍入り・マイナンバーなし）　本人・管理者**	住んでいる市区町村
☐	**身分証明書　本人・管理者**	本籍地の市区町村
☐	**手数料　19,000円**	申請の時。返金なし

法人で申請する時（上に加えて）

☐	**定款（事業の目的に古物営業が入っているか）**	自社
☐	**登記事項証明書**	法務局
☐	**役員全員の略歴書・住民票の写し・誓約書・身分証明書**	各役員

場合によって要る物

☐	**URLを使う権限を示す資料（ホームページで取引する時）**	プロバイダの通知書の写し・ドメインの登録情報の印刷
☐	**賃貸借契約書の写し・使用承諾書（借りた物件の時）**	警察署に要否を確認
☐	**営業所の見取図・周辺の地図**	警察署に要否を確認
☐	**委任状（代理人が申請する時）**	自分で出すなら不要

よくあるつまずき

- 身分証明書は本籍地でしか取れません。本籍が遠い時は郵送になるため、最初に頼みます。
- 「登記されていないことの証明書」は2019年12月から不要です。身分証明書は今も必要です。
- 北海道警は、申請日から3か月以内に発行された書類としています。早く取りすぎないようにします。

申請からオープンまでの目安

当社のオープンまでの手順書では、古物商許可をオープンの60日前に置いています。審査はおおむね40日です。

いつ	すること	済
物件が決まったら	管轄の警察署に相談（営業所・扱う品目・管理者を決めて行く）	☐
オープン60日前	書類をそろえて申請・手数料を払う	☐
審査の間	内装・備品・集客・売り先の準備。標識を注文する	☐
許可証を受け取ったら	標識を掲げる・帳簿を用意する・本人確認の決まりを決める	☐

オープンした後に続けること

☐	**標識（プレート）を営業所の見やすい所に掲げる**	大阪府警：縦8cm・横16cm・紺地に白
☐	**買い取る時の本人確認**	1万円未満は原則不要。ゲームソフト・CD・DVD・書籍などは必要
☐	**帳簿に記録し、3年間残す**	紙でも電子でも可
☐	**不正品の疑いがある時は、すぐ警察官に申告**	
☐	**営業所の新設・移転の届出**	変更の3日前まで
☐	**管理者・役員・住所・URLなどの変更の届出**	14日以内（登記事項証明書つきは20日以内）
☐	**ネットで取引する時は、許可番号などをサイトに出す**	氏名・公安委員会・許可番号
☐	**催事など営業所の外で買い取る時は、仮設店舗の届出**	前もって届け出る

出典

古物営業法・同施行規則（e-Gov法令検索）、警察庁「古物営業法等の解釈運用基準」（2026年5月）、警視庁・大阪府警察・兵庫県警察・北海道警察の古物商許可の案内。